

市場管理細則

米穀指数市場

株式会社堂島取引所

市場管理細則 米穀指数市場

株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）は、当社の開設する米穀指数市場における取引の公正を確保するため、この細則の定めるところにより市場管理を行う。ただし、この細則に定めるところにかかわらず、当社は商品市場の状況により必要と認めたときは、その都度必要な措置を講ずるものとする。

I 建玉の限度及び報告

1. 委託者及び取引参加者の建玉限度

- (1) 委託者（(5)の認定を受けている当業玉を保有する者を除く。以下同じ。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

	一番限		二番限	三番限	四番限	五番限	六番限
	当月限取引 最終月	当月限取引 最終前月					
一般玉	200枚	350枚	500枚	1,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚
当業玉	400枚	700枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (2) 取引参加者（(5)の認定を受けている取引参加者並びに遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者を除く。以下同じ。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

一番限		二番限	三番限	四番限	五番限	六番限
当月限取引 最終月	当月限取引 最終前月					
400枚	700枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (3) 限度枚数を越えた委託者及び取引参加者の建玉の処分は、当社が必要と認める場合において、業務規程第36条の20第3項の規定に基づき指示するものとする。
- (4) 委託者の建玉が、既存建玉の繰越しによって(1)の限度枚数を超過している場合は、当該限度を下回るまですべての限月の新規建玉は認めないものとし、取引参加者の既存建玉の繰越しにあっては、(2)の限度枚数を超えないよう努めるものとする。
- (5) 委託者又は取引参加者のうち当業者又は当社が別に定めるところにより指定する者が、ヘッジ等により(1)又は(2)の建玉の限度を超過する場合は、別に定めるところによりあらかじめ当社の認定を受けなければならない。
- (6) 受託取引参加者は委託者の建玉の繰越しについては、それぞれの限度内に漸減するようあらかじめ委託者に周知させるとともに指導しなければならない。
- (7) 受託取引参加者の自己玉の限度は、(2)に規定する数量又は当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。
- (8) 当社が必要と認めたときは、(2)又は(7)の規定にかかわらず、取引参加者に対し、別に

建玉限度を定め、又は、建玉の処分を行わせることができる。

2. 取次者の建玉限度

- (1) 取次者の建玉限度は、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (2) 取次者が当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、自己の建玉及び一取次委託者の建玉につき、それぞれ1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、取次者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (5) 取次者並びに取次委託者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、当該限度を下回るまで、すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
- (6) 1.(5)は取次委託者について準用する。
- (7) 当社は、業務規程第36条の20第4項の規定により、取次者又は取次委託者の建玉（2以上の受託取引参加者へ委託した場合は、その合計）が(1)又は(2)に規定する建玉の限度を超過した場合において、当該受託取引参加者にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該取次者又は当該取次委託者の建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。
- (8) 当社は、第36条の21第4項の規定により、建玉報告を徴収することとなった場合において、当該取次者が、報告せず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者から受託している受託取引参加者に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。
- (9) 当社が必要と認めたときは、(1)の規定にかかわらず、取次者に対し、別に建玉限度を定め、又は、建玉の処分を行わせることができる。
- (10) (2)による届出のある取次者は、当社の指定する日における取次委託者別の建玉について、直接当社宛に報告するものとする。
- (11) 前号に規定する場合のほか、当社が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。

3. 外国商品先物取引業者の建玉限度

- (1) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、1.(1)の建玉制限の規定にかかわらず、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおり

とする。ただし、末端委託者の建玉制限は国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。

一番限		二番限	三番限	四番限	五番限	六番限
当月限取引 最終月	当月限取引 最終前月					
200枚	600枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (2) 外国商品先物取引業者が、受託取引参加者を通じて、当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあつては、特例措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する一末端委託者の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、受委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉については、(1)又は(2)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。
- (4) 受託取引参加者は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、当該限月の建玉を報告しなければならない。
- (5) 外国商品先物取引業者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)の建玉限度を超過した場合は、当該限度を下回るまで、すべての限月について新規の建玉を認めないものとする。
- (6) (2)の特例措置を受けている場合は、受託取引参加者は、当社の指定する日における当該外国商品先物取引業者の末端委託者名別の建玉について、当社の別に定める様式による建玉報告を徴収し、当社に提出するものとする。
- (7) 当社は、外国商品先物取引業者が前号に規定する建玉報告をせず、又は、報告に虚偽があつたと認めるときは、当該外国商品先物取引業者から受託している受託取引参加者に対して、当該外国商品先物取引業者との取引の全部又は一部を制限させ、若しくは(2)の特例措置を打ち切ることができる。
- (8) 当社は、特に必要と認めた場合には、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。
- (9) 当社が必要と認めたときは、(1)又は(2)の規定にかかわらず、外国商品先物取引業者に対し、別に建玉限度を定め、又は、建玉の処分を行わせることができる。

4. 商品ファンドの建玉限度

- (1) 受託契約準則第5条第2項に規定する取引（以下「商品ファンド」という。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

一番限		二番限	三番限	四番限	五番限	六番限
当月限取引 最終月	当月限取引 最終前月					
200枚	600枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (2) 受託取引参加者は、商品投資顧問業者等に対し、当該商品ファンドの建玉については

(1)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。なお、当該商品ファンドが2以上の商品投資顧問業者等により取引がある場合は、(1)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。

- (3) 商品ファンドの建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)の建玉限度を超過した場合は、当該限度を下回るまで、すべての限月について新規の建玉を認めないものとする。
- (4) 当社が必要と認めたときは、(1)の規定にかかわらず、商品ファンドに対し、別に建玉限度を定め、又は、建玉の処分を行わせることができる。

5. 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度

- (1) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、3.(1)本文に規定する建玉を限度とする。ただし、遠隔地仲介取引参加者に取引を依頼する者（非居住者に限る。以下「海外顧客」という。）に係る建玉制限は、国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。
- (2) 遠隔地仲介取引参加者が、当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあつては、特例措置として一海外顧客の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 遠隔地仲介取引参加者は、海外顧客の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ海外顧客に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者並びに海外顧客の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、当該限度を下回るまで、すべての限月について新規の建玉を認めないものとする。
- (5) 当社が必要と認めたときは、(1)又は(2)の規定にかかわらず、建玉の処分を行わせることができる。
- (6) (2)に基づく届出のある遠隔地仲介取引参加者は、当社の指定する日における海外顧客別の建玉について、直接当社宛に報告するものとする。
- (7) 前号に規定する場合のほか、当社が特に必要と認めた場合は、遠隔地仲介取引参加者に対し、海外顧客別の建玉を報告させることができるものとする。

6. 建玉報告

取引参加者は、一の計算区域における日中立会終了時の建玉数量が、次の各号に掲げる数量に該当する場合にあつては当該計算区域の属する営業日の翌営業日に、当社が特に必要と認めた場合にあつてはその都度、当社の定めるところにより、その内容を報告しなければならない。

- (1) 委託者の建玉
 - 一の委託者の1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が1枚以上の場合
- (2) 取引参加者の自己玉

売り又は買いの建玉数量（取引参加者が受託取引参加者に委託している建玉数量を含む。）が、1限月当たり20枚を超える場合又は米穀指数市場の全限月の合計数量が120枚を超える場合

II 数値幅の制限

業務規程第36条の19第2項及び第3項に規定する制限数値幅は、次の各項に定めるところによる。

1. 業務規程第36条の19第2項の制限数値幅

(1) 通常の数値幅

各限月に係る通常の数値幅は、直前の計算区域の帳入数値（業務規程第46条の3第1項に規定する帳入数値をいう。以下同じ。）に、100分の2を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）とする。

(2) 数値幅の拡大

イ 前号の規定にかかわらず、一の計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2以上あるときは、二番限から六番限までの各限月の帳入数値に100分の2.5を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

ロ イの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2以上あるときは、二番限から六番限までの各限月の帳入数値に100分の3を乗じて得た値（当該値が1の位以下の値を有するときは、当該1の位を四捨五入する。）を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用し、以降、一の計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となるまで同様とする。

ハ ロの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、上記イの制限数値幅を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

ニ イの制限数値幅が適用されている計算区域において、二番限から六番限までの各限月のうち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、(1)の制限数値幅を翌計算区域における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用する。

2. 業務規程第36条の19第3項の制限数値幅

前項の規定にかかわらず当月限取引最終日の属する月の前月1日以降の一番限の制限数値幅は、直前の計算区域の帳入数値に、100分の4を乗じて得た値（当該値に1の

位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。)とする。

III 市場管理、諸施策を実施するための基本的な考え方

1. 過当投機により市場に混乱を生じさせた場合は、その原因となる取引を行った取引参加者又は当該取引を受託した受託取引参加者に対し、実情に応じ厳格な制裁を行う。
2. 形式上の違反がない場合であっても、市場管理上必要と認められる場合は、取引参加者に対し厳正な制裁等の措置をとる。
3. 上記1.又は2.のほか、当社の商品市場における取引又はその委託を受ける行為等に関し、当該商品市場の信用を失墜させる等当社に有害な行為をし、又はこれに加担した取引参加者に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。

IV 変更又は廃止

この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止する。

附 則（令和6年7月22日）

- 1 この細則は、令和6年8月13日から施行する。
- 2 この細則の施行日から令和6年12月の最終営業日までの期間における、令和7年2月限、令和7年4月限、令和7年6月限、令和7年8月限及び令和7年10月限の建玉限度は、次の各号に定めるとおり取り扱うものとする。
 - (1) 令和7年2月限
 - イ この細則の施行日から令和6年8月の最終営業日まで
四番限として取り扱う
 - ロ 令和6年9月の最初の営業日から同年10月の最終営業日まで
三番限として取り扱う
 - ハ 令和6年11月の最初の営業日から同年12月の最終営業日まで
二番限として取り扱う
 - (2) 令和7年4月限
 - イ この細則の施行日から令和6年8月の最終営業日まで
五番限として取り扱う
 - ロ 令和6年9月の最初の営業日から同年10月の最終営業日まで
四番限として取り扱う
 - ハ 令和6年11月の最初の営業日から同年12月の最終営業日まで
三番限として取り扱う
 - (3) 令和7年6月限
 - イ この細則の施行日から令和6年8月の最終営業日まで
六番限として取り扱う

- ロ 令和6年9月の最初の営業日から同年10月の最終営業日まで
五番限として取り扱う
- ハ 令和6年11月の最初の営業日から同年12月の最終営業日まで
四番限として取り扱う
- (4) 令和7年8月限
 - イ 令和6年9月の最初の営業日から同年10月の最終営業日まで
六番限として取り扱う
 - ロ 令和6年11月の最初の営業日から同年12月の最終営業日まで
五番限として取り扱う
- (5) 令和7年10月限
令和6年11月の最初の営業日から同年12月の最終営業日まで
六番限として取り扱う

附則（令和6年8月21日）

- 1 令和6年7月22日に施行したこの市場管理細則の附則第2項において、「建玉制限」とあるのを「建玉制限及び数値幅の制限」に変更する。
- 2 前項の変更は、令和6年8月21日から施行する。